

福山市介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス（短期集中予防サービス）受託事業者募集要領

本要領は、福山市介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス（短期集中予防サービス）の受託事業者の募集・事業所台帳の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内において、指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業、指定第1号事業、その他の介護予防に資する介護保険事業又は高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実績を応募法人内において3年以上有すること。
- (2) 介護保険法その他関係法令等の基準を満たすこと。
- (3) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納がないこと。

2 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を揃えて提出すること。

また、各様式は、市高齢者支援課ホームページより、応募者においてダウンロードすること。

- ・福山市介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス（短期集中予防サービス）
応募申請書（様式1号）
- ・福山市介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス（短期集中予防サービス）
実施企画書（様式2号）
- ・誓約書（様式3号）
- ・納税証明書（その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと
用）
- ・納税証明書（広島県の県税及び地方法人特別税について、滞納がない旨の納税証明書）
- ・市税の完納証明書

(2) 応募期間

2016年（平成28年）2月15日（月）から2月26日（金）まで
8時30分から17時15分まで（但し、土曜日、日曜日、祝日は除く）

(3) 応募先

事前に連絡したうえで、応募書類を高齢者支援課に直接持参すること。

(4) 留意事項

- ア 必要に応じて、応募者に対して説明を求めることがあります。
- イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- ウ 応募期間に必要な書類がそろわなかった場合は、応募書類を受理しません。
- エ 受理した応募書類は、返却しません。また、受理した応募書類の変更は認めません。

オ 提出された応募書類は、福山市情報公開条例（平成15年6月30日条例第38号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することができるものとする。

カ 応募を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

3 質問及び回答

応募に関する質問があるときは、2016年（平成28年）2月12日（金）から2016年（平成28年）2月16日（火）までに質問用紙を福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課にFAXで提出すること。

回答は、2016年（平成28年）2月22日（月）から市高齢者支援課ホームページに掲載する。

4 事業所台帳への登載

応募書類に基づき応募資格を満たしているかを審査するとともに、市長が円滑かつ適正に事業運営を行えると判断した事業所を事業所台帳へ登載します。

5 事業所台帳登載の通知

応募者全員に3月上旬を目途に文書で通知します。（事業所台帳へ登載しない場合は、その理由を付して通知します。）

6 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とします。

- (1) 上記1の応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。
- (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

7 留意点

- (1) 応募状況により、区域の変更・追加をお願いすることがあります。
- (2) 事業運営マニュアル及びアセスメント様式等は台帳登載後に別途説明会で提示します。
- (3) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行なわれていない場合は事業所台帳から削除するとともに委託契約を解除します。

問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 担当者：山岡

電話 (084) 928-1065 FAX (084) 928-7811

メールアドレス koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp